**○嘉麻市議会傍聴規則**

平成18年4月5日

議会規則第2号

(趣旨)

第1条　[この規則](https://www1.g-reiki.net/city.kama/reiki_honbun/r396RG00000026.html#l000000000)は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第130条第3項の規定に基づき、嘉麻市議会の傍聴に関し、必要な事項を定めるものとする。

(傍聴席の区分)

第2条　傍聴席は、一般席及び報道関係者席に分ける。

(傍聴の手続)

第3条　会議を傍聴しようとする者は、所定の場所で自己の住所、氏名及び年齢を傍聴人受付名簿に記入しなければならない。

2　[前項](https://www1.g-reiki.net/city.kama/reiki_honbun/r396RG00000026.html#e000000032)の規定にかかわらず、報道関係者は、傍聴人受付名簿に記入することを要しない。この場合において、報道関係者は、傍聴しようとするときは、その所属する報道機関の腕章(これに代わるものを含む。)を着用しなければならない。

(傍聴券)

第4条　議長は、必要があると認めるときは、[前条](https://www1.g-reiki.net/city.kama/reiki_honbun/r396RG00000026.html#e000000028)の規定にかかわらず、傍聴券を交付することができる。

2　傍聴券は、会議当日所定の場所で先着順により交付する。

3　傍聴券の交付を受けた者は、傍聴券に記載された日に限り傍聴することができる。

4　傍聴人が入場しようとするときは、所定の入口で傍聴券を提示しなければならない。

5　傍聴人は、係員から要求を受けたときは、傍聴券を提示しなければならない。

6　傍聴券の交付を受けた者は、傍聴を終え退場しようとするときは、これを返還しなければならない。

(傍聴人の定員)

第5条　一般席の傍聴人の定員は、40人とする。

(一部改正〔平成19年議会規則3号〕)

(議場への入場禁止)

第6条　傍聴人は、議場に入ることができない。

(傍聴席に入ることができない者)

第7条　次に該当する者は、傍聴席に入ることができない。

(1)　銃器、棒、つえその他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者

(2)　張り紙、びら、掲示板、プラカード、旗、のぼり、垂れ幕、かさの類を携帯している者

(3)　鉢巻き、腕章、たすき、リボン、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は携帯している者

(4)　ラジオ、拡声器、無線機、マイク、録音機、写真機、撮影機の類を携帯している者。ただし、[第9条](https://www1.g-reiki.net/city.kama/reiki_honbun/r396RG00000026.html#e000000157)の規定により、撮影、録音、録画等することにつき議長の許可を得た者を除く。

(5)　笛、らっぱ、太鼓その他の楽器の類を携帯している者

(6)　下駄、木製サンダルの類を履いている者

(7)　酒気を帯びていると認められる者

(8)　異様な服装をしている者

(9)　[前各号](https://www1.g-reiki.net/city.kama/reiki_honbun/r396RG00000026.html#e000000080)に定めるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者

2　議長は、必要と認めたときは、傍聴人に対し、係員をして、[前項第1号](https://www1.g-reiki.net/city.kama/reiki_honbun/r396RG00000026.html#e000000080)から[第5号](https://www1.g-reiki.net/city.kama/reiki_honbun/r396RG00000026.html#e000000094)までに規定する物品を携帯しているか否かを質問させることができる。

3　議長は、[前項](https://www1.g-reiki.net/city.kama/reiki_honbun/r396RG00000026.html#e000000110)の質問を受けた者がこれに応じないときは、その者の入場を禁止することができる。

4　児童及び乳幼児は、傍聴席に入ることができない。ただし、議長の許可を得た場合は、この限りでない。

(傍聴人の守るべき事項)

第8条　傍聴人は、傍聴席にあるときは、次の事項を守らなければならない。

(1)　議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。

(2)　談論し、放歌し、高笑し、その他騒ぎ立てないこと。

(3)　鉢巻き、腕章、たすき、リボン、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は張り紙、旗、垂れ幕の類を掲げる等示威的行為をしないこと。

(4)　帽子、コート、マフラーの類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により議長の許可を得たときは、この限りでない。

(5)　飲食又は喫煙をしないこと。

(6)　みだりに席を離れ、又は不体裁な行為をしないこと。

(7)　携帯電話その他の音の発生する機器は、電源を切るか、又はマナーモードとすること。ただし、特に議長の許可を得た者は、パーソナルコンピューターに限り、使用することができる。

(8)　[前各号](https://www1.g-reiki.net/city.kama/reiki_honbun/r396RG00000026.html#e000000130)に定めるもののほか、議場の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

(写真、映画等の撮影、録音等の禁止)

第9条　傍聴人は、傍聴席において写真を撮影し、又は録音、録画等をしてはならない。ただし、特に議長の許可を得た者は、この限りでない。

(傍聴人の退場)

第10条　傍聴人は、秘密会を開く議決があったときは、速やかに、退場しなければならない。

(係員の指示)

第11条　傍聴人は、すべて係員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第12条　法第130条第1項及び第2項に定めるものを除くほか、傍聴人が[この規則](https://www1.g-reiki.net/city.kama/reiki_honbun/r396RG00000026.html#l000000000)に違反するときは、議長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

附　則

[この規則](https://www1.g-reiki.net/city.kama/reiki_honbun/r396RG00000026.html#l000000000)は、公布の日から施行する。

附　則(平成19年7月2日議会規則第3号)

この規則は、公布の日から施行する。